



平成30年4月から 国保制度が変わります

都道府県と市町村が一体となって国保を運営します
 詳 国保課 TEL (32)6418

国保制度の安定化を図るため法律が改正され、市町村が行っている国保の運営を都道府県と共同して行うことになりました。制度開始以来とも言われる大改革となるので、その改正内容についてお知らせいたします。

※本文中に記載されている元号については、平成31年以降の年も平成の元号で表示しています



Q どうして
都道府県と共同
運営するの？

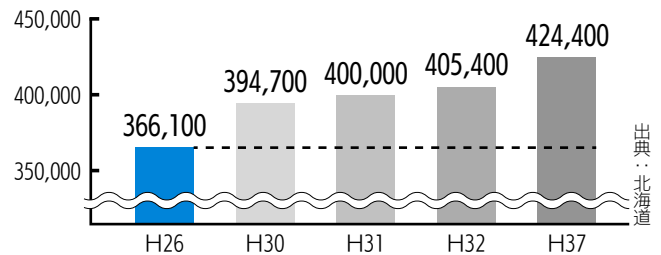


A 国保制度を
安定的に運用
するためです



北海道の推計によると、平成37年には1人当たりの年間医療費が平成26年と比べ58,300円（約16%）増加する見込みです。苫小牧市の国保加入者は平成29年12月末現在、約34,800人。単純計算で医療費が約20億円増加する見込みとなります。

北海道内国保1人当たりの年間医療費推計(単位:円)



国保では、健康づくりに努める皆さんを応援するため、健康に関する啓発や健診事業に力を入れてきました。しかし、高齢化による医療費の伸びを抑えることは簡単ではありません。また、多くの市町村で加入者の減少に加え、高齢化に伴う収入減もあり、不安定な財政運営となっています。そこで、都道府県が市町村の国保運営に加わり、財政運営の責任主体となることで、**国保制度の安定化**を図ることになりました。



共同運営

ここがミソ



①保険税の決め方の変更

今までは医療費の推計などを基に保険税率を決定していましたが、これからは、北海道へ納める国保事業費納付金を集めるための税率設定が必要となります。

なお、**苫小牧市では、平成30年度は税率を変えず、平成31年度に税率を変えます。**

②医療費は北海道が負担

道内の各市町村の医療費は**全て北海道が負担**することになります。市町村は、インフルエンザの流行や予期せぬ医療費の上昇などに財政運営を左右されず、**安定した国保運営**を行うことが可能となります。

③保健事業の充実

北海道と共同して国保運営をすることによって、北海道からの働き掛けで今まで以上に関係団体との連携が強化され、各種健康づくりの支援など保健事業の充実につながります。